

## その4 恩給

### 1. 制度の概要

#### 恩給の受給要件

恩給は、共済制度に移行する前に公務員を退職された人を対象とする年金制度です。

恩給の受給対象となる人は、郵政、印刷、林野など三公社五現業の職員と非現業の雇用人で、昭和33年12月以前に退職した人、非現業のその他の職員で、昭和34年9月以前に退職した人、地方公務員で、昭和37年11月以前に退職した人のうち、次に該当する人が支給されます。

- (1) 文官（戦前の判任官以上、戦後の事務官、技官など）
- (2) 教育職員（公立の学校、幼稚園、図書館の職員）
- (3) 警察監獄職員（警察、消防、刑務関係職員）
- (4) 待遇職員（神宮司庁の職員、間・国幣社の神職など）
- (5) 旧軍人（陸海軍の現役、予備校などの兵役にあった兵から大將までのすべての軍人）

また、準公務員、旧軍属、準用公務員、沖縄が復帰するまでの琉球政府職員も恩給が適用されていました。

#### 恩給の種類

恩給には、以下の種類があります。

恩給の種類	恩給の内容
① 普通恩給	公務員が一定の年数以上、在籍して退職した場合に支給される年金恩給
② 増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・傷病賜金	公務のため、または職務に関連して怪我をしたり病気にかかったりした公務員が、一定の程度以上の障害を有する場合に支給される恩給
③ 扶助料・傷病者遺族特別年金	遺族に支給される年金恩給
④ 一時恩給・一時扶助料	普通恩給の資格年限前に退職した公務員やその遺族に支給される一時金

## 2. 不正受給について

### 不正内容

- (1) 恩給受給開始の未申告による保護費の不正受給
- (2) 恩給受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 恩給額が改定されたことの未申告による不正受給
- (4) 恩給年金担保貸付の返済終了に伴う受給開始の未申告による保護費の不正受給

### 発生原因

恩給受給の有無については、本来、申請時には恩給受給の有無を、また、保護受給中のケースは恩給受給開始時に申告するのが義務であり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次の点を確認しなかったことも原因としてあげられる。

#### 〔開始時〕

- (1) 職歴の確認不足
- (2) 公務員在職期間の確認不足
- (3) 恩給受給の有無の確認不足
- (4) 恩給担保貸付の確認不足

#### 〔継続ケース〕

- (1) 恩給の支給年月日及び恩給受給額の申告(確認)漏れ
- (2) 受給者あてに通知される恩給金額改定通知書の確認漏れ
- (3) 恩給担保貸付の返済完了年月日の確認漏れ

## 確認の方法

確認方法	照会先	備考
課税調査での確認	市町村役場の税務担当部局	課税対象となる恩給は、普通恩給（増加恩給に併給されている普通恩給を除く）、一時恩給である。 ただし、年金恩給額が108万円（65歳以上の場合は、158万円）未満の場合は、課税されないことに留意する。
公的年金機関への照会	総務省人事・恩給局	

## 未然防止対策

- (1) 本人または家族等に恩給受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、公務員在職期間等を十分確認すること。  
（当初面接時だけでなく、訪問時など気がついたときに確認すること。）
- (3) 恩給担保貸付について、貸付を受けている者については、完済完了年月日の確認を行うこと。

## その5 労災補償給付

### 1. 制度の概要

#### 労災保険とは

労災保険とは、業務上の事由または通勤による労働者の負傷・疾病・傷害または死亡に対して労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。

#### ☆業務災害について☆

労働者の業務が原因となった災害により、負傷、疾病、障害または死亡した場合を業務災害といいます。

この場合、業務と疾病等との間に一定の因果関係がなくてはなりません。

業務災害に対する保険給付は、労働者が労災保険を適用している事業所（法人・個人を問わず一般に労働者が使用されている事業所は適用事業所となります。）に雇われて働いていることが原因となって発生した災害に対して行われるものでありますから、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害でなければなりません。

#### ☆通勤災害について☆

労働者が通勤により被った災害により、負傷、疾病、障害または死亡した場合を通勤災害といいます。

この場合の通勤とは、

- (1) 住居と就業の場所との間の往復
- (2) 就業の場所から他の就業の場所への移動
- (3) 住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動

※移動の経路を逸脱または移動を中断した場合には、逸脱または中断の間及びその後の移動は「通勤」とはなりません。

せん。

<各種労災保険給付（年金のみ）>

労災保険給付の種類（年金に限る）	労災保険給付の要件	保険給付の内容	特別支給金の内容
障害（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
遺族（補償）年金	業務災害または通勤災害により死亡したとき	遺族の等級に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の等級に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
傷病（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日または同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度に応じ、114万円から100万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から245日分の年金

※ 受給要件フロー（P43参照）

## 障害（補償）年金

### ☆給付の要件☆

業務上または通勤による負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合には、障害補償給付（業務災害の場合）または障害給付（通勤災害の場合。以下併せて障害（補償）給付という。）が支給されます。

※ 「治ったとき」とは、傷病の状況が安定し、医学上一般的に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときをいい、これを「治ゆ」（病状固定）といいます。

したがって、「治ゆ」とは、必ずしももとの身体状態に回復した場合だけをいうものではありません。

### ☆給付の内容☆

残存障害が、障害等級表に掲げる第1級から第7級の等級に該当するとき、それぞれ下記のとおり支給されます。

障害等級	障害（補償）給付		障害特別支給金		障害特別年金	
	年金	算定基礎日額の 313 日分	一時金	342 万円	年金	算定基礎日額の 313 日分
第1級	年金	算定基礎日額の 313 日分	一時金	342 万円	年金	算定基礎日額の 313 日分
第2級	〃	〃 277 日分	〃	320 万円	〃	〃 277 日分
第3級	〃	〃 245 日分	〃	300 万円	〃	〃 245 日分
第4級	〃	〃 213 日分	〃	264 万円	〃	〃 213 日分
第5級	〃	〃 184 日分	〃	225 万円	〃	〃 184 日分
第6級	〃	〃 156 日分	〃	192 万円	〃	〃 156 日分
第7級	〃	〃 131 日分	〃	159 万円	〃	〃 131 日分

※ 障害等級表（P44～45 参照）

## 遺族（補償）年金

### ☆給付の要件☆

労働者が、業務上または通勤により死亡したとき、その遺族に対して、遺族補償給付（業務災害の場合）または遺族給付（通勤災害の場合。以下合わせて「遺族（補償）給付」という。）が支給されます。

### ☆受給資格者☆

遺族（補償）年金の受給資格者となるのは、労働者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹ですが、妻以外の遺族については、労働者の死亡の当時に一定の高齢または年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。

なお、「労働者の死亡の当時、労働者の収入によって生計を維持していた」とは、もっぱら又は主として労働者の収入によって生計を維持されていることを要せず、労働者の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。

受給権者となる順位は次のとおりです。

- |  |  |
|--|--|
| ① 妻または 60 以上か一定障害の夫                      | ⑥ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか 60 歳以上又は一定障害の兄弟姉妹 |
| ② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか一定障害の子 | ⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫                                    |
| ③ 60 歳以上か一定障害の父母                         | ⑧ 55 歳以上 60 歳未満の父母                                   |
| ④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか一定障害の孫 | ⑨ 55 歳以上 60 歳未満の祖父母                                  |
| ⑤ 60 歳以上か一定障害の祖父母                        | ⑩ 55 歳以上 60 歳未満の兄弟姉妹                                 |

※ 一定の障害とは、障害等級第 5 級以上の身体障害を言います。

※ 配偶者の場合、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。又、労働者の死亡の当時、胎児であった子は、生まれたときから受給資格者となります。

※ 最先順位者が志望や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります（これを「転給」といいます）。

※ ⑦～⑩の 55 歳以上 60 歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹は、受給権者となっても、60 歳になるまでは年金の支給は停止されます（これを「若年停止」といいます）。

☆給付の内容☆

遺族の等級に応じて、遺族（補償）年金、遺族特別支給金及び遺族特別年金が支給されます。

なお、受給権者が 2 人以上あるときは、その額を等分した額がそれぞれの受給権者が受ける額となります。

遺族数	遺族（補償）年金	遺族特別支給金（一時金）	遺族特別年金
1 人	給付基礎日額の 153 日分（ただし、その遺族が 55 歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の 175 日分）	300 万円	算定基礎日額の 153 日分（ただし、その遺族が 55 歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は算定基礎日額の 175 日分）
2 人	給付基礎日額の 201 日分		給付基礎日額の 201 日分
3 人	” 223 日分		” 223 日分
4 人以上	” 245 日分		” 245 日分



## 傷病（補償）年金

### ☆給付の要件☆

業務上または通勤による負傷や疾病の療養開始後1年6か月を経過した日又はその日以後、次の要件に該当するとき、傷病補償年金（業務災害の場合）又は傷病年金（通勤災害の場合。以下合わせて「傷病（補償）年金」という。）が支給されます。

- (1) その負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) その負傷又は疾病による障害の程度が傷病等級表の傷病等級に該当すること。

### ☆給付の内容☆

傷病等級に応じて、傷病（補償）年金、傷病特別支給金及び傷病特別年金が支給されます。

傷病等級	傷病（補償）年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	給付基礎日額の313日分
第2級	” 277日分	107万円	” 277日分
第3級	” 245日分	100万円	” 245日分

※ 傷病等級表（P46参照）

## 2. 不正受給について

### 不正内容

- (1) 年金受給の未申告による保護費の不正受給
- (2) 年金受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 年金額が改定されたことの未申告による不正受給

### 発生原因

年金受給については、本来、申請時は年金受給の有無を、また、保護受給中のケースは年金受給開始時に申告する義務があり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次のような点を確認しなかったことも原因のひとつとしてあげられる。

#### 〔開始時〕

- (1) 職歴及び傷病歴の確認不足
- (2) 年金受給の有無の確認不足

#### 〔継続ケース〕

- (1) 年金の支給年月日及び年金額の申告(確認)漏れ
- (2) 被保護者の障害、傷病状況の確認漏れ
- (3) 受給者あてに通知される変更決定通知書の確認漏れ

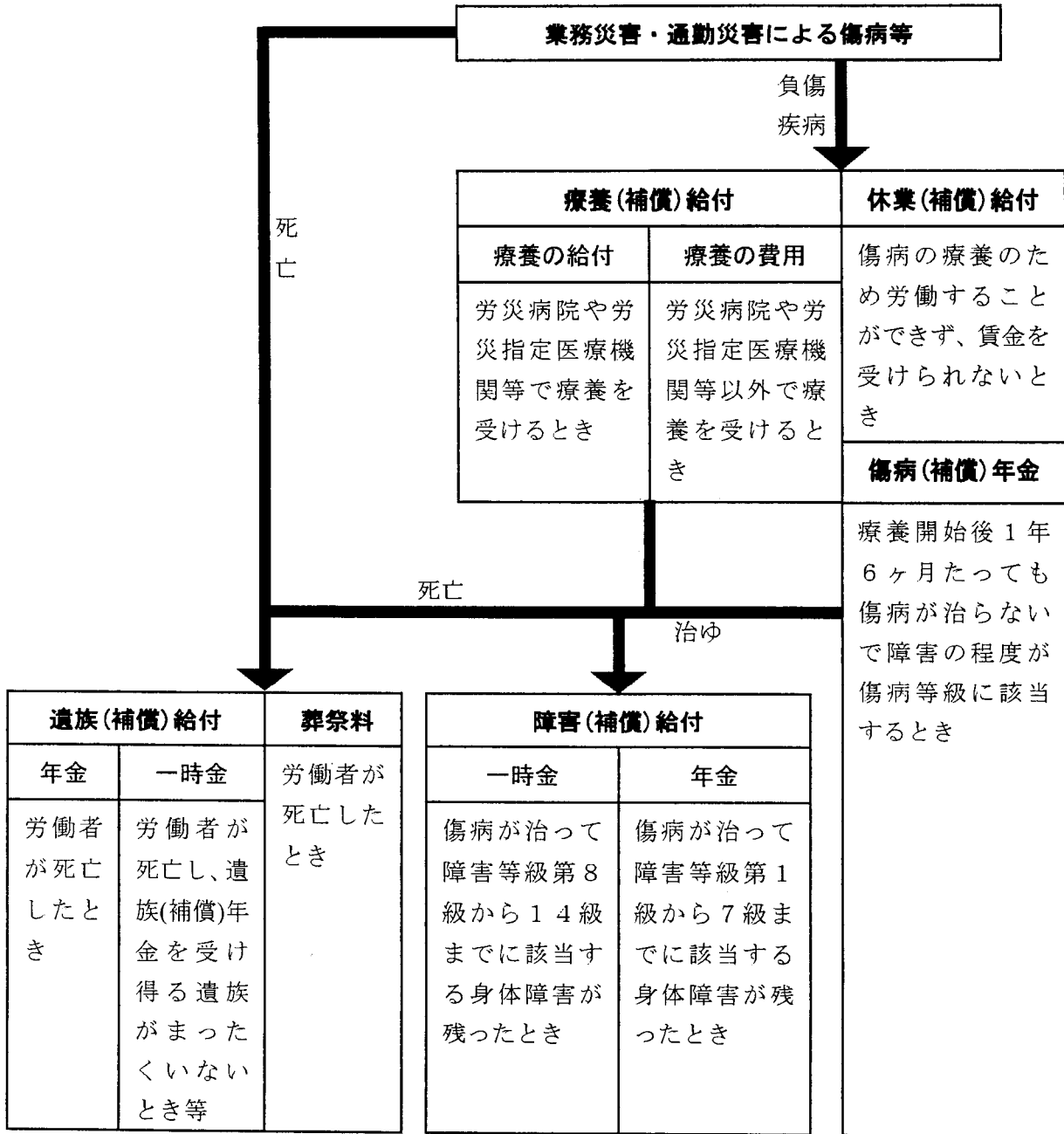
## 発見方法

確認方法	照会先	備考
① 課税調査での確認	課税調査での確認は不可能	労働者災害補償保険法に基づく給付は、課税されないため、課税調査での確認は不可能である。
② 公的年金機関への照会	各都道府県内の労働基準監督署	

## 未然防止対策

- (1) 本人または家族等に年金受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、職歴及び傷病歴等を十分確認すること。  
(当初面接時だけでなく、訪問時など気がついたときに確認すること。)
- (3) 被保護者(家族)の傷病等を嘱託医または主治医に確認するとともに、疑いのある場合は労働基準監督署等へ確認すること。

# 労災保険給付 フローチャート



# 労災にかかる 障害等級表

障害等級	給付の内容	身体障害
第1級	当該障害の 存する期間1 年につき給付 基礎日額の3 13日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明したもの</li> <li>2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>5 削除</li> <li>6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>7 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>9 両下肢の用を全廃したもの</li> </ol>
第2級	同277日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>3 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>4 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>
第3級	同245日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> </ol>

障害等級	給付の内容	身体障害
第3級	同245日分	5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	同213日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>6 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ol>
第5級	同184日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>2 1上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>3 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>4 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>5 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>6 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>
第6級	同156日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> </ol>

障害等級	給付の内容	身体障害
第6級	同156日分	3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの
第7級	同131日分	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の

障害等級	給付の内容	身体障害
第7級	同131日分	4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したものの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したものの 12 女性の外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの

## 労災にかかる 傷病等級表

傷病等級	給付の内容	障害の状態
第1級	当該障害の状態が継続している期間一年につき給付基礎日額の313日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</li> <li>2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</li> <li>3 両眼が失明しているもの</li> <li>4 そしゃく及び言語の機能を廃しているもの</li> <li>5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>6 両上肢の用を全廃しているもの</li> <li>7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>8 両下肢の用を全廃しているもの</li> <li>9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</li> </ol>
第2級	同277日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの</li> <li>2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの</li> <li>3 両眼の視力が0.02以下になっているもの</li> <li>4 両上肢を腕関節以上で失ったもの</li> <li>5 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</li> </ol>
第3級	同245日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</li> <li>2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</li> <li>3 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの</li> <li>4 そしゃく又は言語の機能を廃しているもの</li> <li>5 両手の手指の全部を失ったもの</li> <li>6 第1号及び第2号に定めるもののほか常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</li> </ol>